

2022 1
JANUARY
No.503

共済だより

E-Life

長野県市町村職員共済組合 <https://nagano-kyosai.jp/>

P.18-19

◎休日はどこ行く *Nagano style*
伊那市

contents

- P2 新年のごあいさつ
- P4 入学貸付・修学貸付
- P5 【特集】3月末に退職される皆さんへ
 - ・医療保険制度の加入等
 - ・福祉事業の手続
 - ・年金請求の手続
- P12 退職等年金給付はどんなときにももらえますか？
- P14 随時改定について

表紙写真：桂泉院『守屋貞治作 准胝観世音菩薩』

新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合

理事長 竹節 義孝 (山ノ内町長)



明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆さまには、希望とともに輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より共済組合の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種の進展等により、感染が広がりにくい状況となりましたが、引き続き、感染予防の基本的な対策を行うなど、本年も感染症対策の取り組みが重要となります。

さて、私たちを取り巻く社会保障制度につきましては、将来にわたって制度を持続可能なものとし、全ての世代で支えていくため、各分野において制度改正が実施されています。

年金制度につきましては、令和元年に発表された財政検証結果を踏まえ、より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるための制度改正が、本年4月以降に順次実施されるため、改正内容等について組合員および年金受給者に周知するとともに、年金業務を正確かつ確実に実施し、適切に対応していく必要があります。

短期給付事業につきましては、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直して、全ての世代で広く安心して支えていくため、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し等の改正が行われました。

短期財政については、引き続き、厳しい状況が予想

されますが、ジェネリック医薬品の使用促進や適正な受診等の取り組みを行うなど、健全な事業運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、第2期データヘルス計画に基づき、組合員等のさらなる健康の保持増進のため、医療費分析による疾病予防の啓発および生活習慣病改善への動機付け等、生活習慣病の発病を予防するための事業に重点を置いて実施してまいります。

皆さまには、各種検診料の助成事業、特定健康診査、特定保健指導を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

また、本年10月から短時間勤務職員が共済組合の短期給付・福祉事業の適用となることから、短期給付財政等への影響を的確に把握し、適切な財源率を設定する等の対応をする必要があります。

さらに、昨年10月から本格運用が開始された医療機関等におけるマイナンバーカードを利用したオンラインによる資格確認について、適切な対応に努めます。

また、短期・長期給付事務に係るマイナンバーの情報連携につきましては、個人情報の漏えい等がないよう、関係法令等に基づき適正に取り扱い、情報セキュリティインシデントの予防に努めてまいります。

このような状況の中、今後も、関係団体等と連携・協力し、将来にわたる共済組合の健全な事業運営と発展のため、最善の努力を尽くす所存でありますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆さまにとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

謹賀新年

理事長	竹節 義孝	(山ノ内町長)
理事 (理事長職務代理者)	白鳥 孝	(伊那市長)
理事	足立 正則	(飯山市長)
理事	瀬戸 普	(王滝村長)
理事	吉池 靖明	(上田市)
理事	原 康博	(塩尻市)
理事	高柳 康広	(中川村)
理事	下田 裕一	(山ノ内町)
監事	福澤 克憲	(学識経験者)
監事	金子ゆかり	(諏訪市長)
監事	山口 純平	(朝日村)

組合会議員	小泉 俊博	(小諸市長)
組合会議員	藤巻 進	(軽井沢町長)
組合会議員	小田切康彦	(宮田村長)
組合会議員	下平 喜隆	(豊丘村長)
組合会議員	山村 弘	(坂城町長)
組合会議員	植木 浩司	(須坂市)
組合会議員	桐山 大	(駒ヶ根市)
組合会議員	豊田 正樹	(中野市)
組合会議員	野明 香織	(茅野市)
組合会議員	平沢 重太	(安曇野市)
事務局 長	小林 正美	ほか職員一同

新年度が始まる前に確認を

被扶養者の資格確認調査にご協力ください

～ 卒業・進学・就職シーズン ～

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は、速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続が遅れると、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診するとかかった医療費等を全額返還していただくことになります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

また、就職以外の方も状況に応じて異動の手続が必要となります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書^(注1)

4月以降の状況		判 定	添 付 書 類
高等学校・大学・専門学校などを卒業	①就職する場合 ^(注2)	認定取消	●組合員被扶養者証 ●就職日が確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)
	②アルバイト・パート等の収入がある場合 ^(注3)	認定取消	●組合員被扶養者証 ●雇用内容等が確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)
		引続き認定	●雇用内容等が確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)
	③進学・引き続き在学・進学浪人の場合	引続き認定	4月以降扶養手当の支給あり ●原則、添付書類はありません。 4月以降扶養手当の支給なし ●在学証明書(4月1日以降に発行されたものに限ります。)
	④求職活動・未就労で収入がない場合	引続き認定	病気等により就労できない場合 ●診断書 上記以外の場合 ●原則、添付書類はありません。

(注1)『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配付します。

(注2) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

(注3) ②のケースは学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

また、学生でアルバイト等の月収が108,334円未満の場合は、②③に該当する書類をそれぞれ提出してください。

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合資格管理課審査担当まで照会願います。

※通信制など(全日制でない学生)の場合、就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続を行ってください。

※組合員と別居の場合は生計費の送金事実と送金額の確認できる書類を添付してください。(ただし、学生であることが確認できる子のみ送金事実と送金額の確認できる書類の添付は省略できます。)

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

入学貸付・修学貸付

組合員のお子さま等の入学金や修学に必要な資金として、共済組合の「入学貸付」と「修学貸付」をご利用ください。



	入 学 貸 付	修 学 貸 付
貸 付 対 象 となる費用	入学金、授業料等の納入費用、 アパート等の敷金礼金、賃貸料等	授業料等の納入費用、アパート等の賃貸料等 (入学貸付と合わせて借入れる場合は、入学貸付 にかかる費用は除きます。)
貸付限度額	上 限 200万円 組合員の給料の6カ月分に 相当する金額(5万円単位)	180万円 (月15万円×12カ月分) 年度途中で借入れる場合は、 15万円×その年度の残月数となります。 (参考) 令和4年度分の修学費用について 1月～4月貸付の場合、180万円 5月貸付の場合、165万円 6月貸付の場合、150万円
	該当者が2名以上の場合は、それぞれに限度額が適用されます。	
貸 付 利 率	年1.26%(変動)(令和4年1月1日現在)	
償 還 方 法	貸付月の翌月の給与から天引きします。 ★修学貸付の場合、修学中は利息のみを支払うこととなりますが、申し出により修学中から元金の 償還を始めることもできます。	
申 込 手 続	貸付希望月の前月末日までに申し込みしてください。 ■申込書類 ①貸付申込書(所属所の共済組合担当課に用意してあります。) ②入学、修学の借入資金にかかる費用が確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ③子どもが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類(償還表、融資決 定通知書等) ⑤申込時の給料月額を確認できる書類 ⑥その他 入学貸付→合格通知書(写)または入学許可書(写) 修学貸付→在学証明書 【入学前の申し込みの場合は、合格通知書(写)または入学許可証(写)を添付いただき、入学後 に在学証明書を提出してください。】 ★海外留学の場合は、当該外国の教育機関の証明書(国内の学校長が特別に留学を認めた場合 は、当該学校長の証明書)が必要です。	

* その他詳細については、共済組合担当課または共済組合医療福祉課福祉担当までお問い合わせください。

自動車の購入や住宅の新築・リフォーム費用などにも 共済組合の貸付がご利用いただけます!!!

利率は
年1.26%

① 貸付申込時期

借入希望月の前月末日までに勤務先の共済組合担当課へ貸付の申し込みをしてください。
貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申し込みができます。

② 今後の貸付 スケジュール

貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
令和4年 2月	28日(月)	令和4年 1月31日(月)
令和4年 3月	30日(水)	令和4年 2月28日(月)
令和4年 4月	28日(木)	令和4年 3月31日(木)
令和4年 5月	31日(火)	令和4年 4月28日(木)



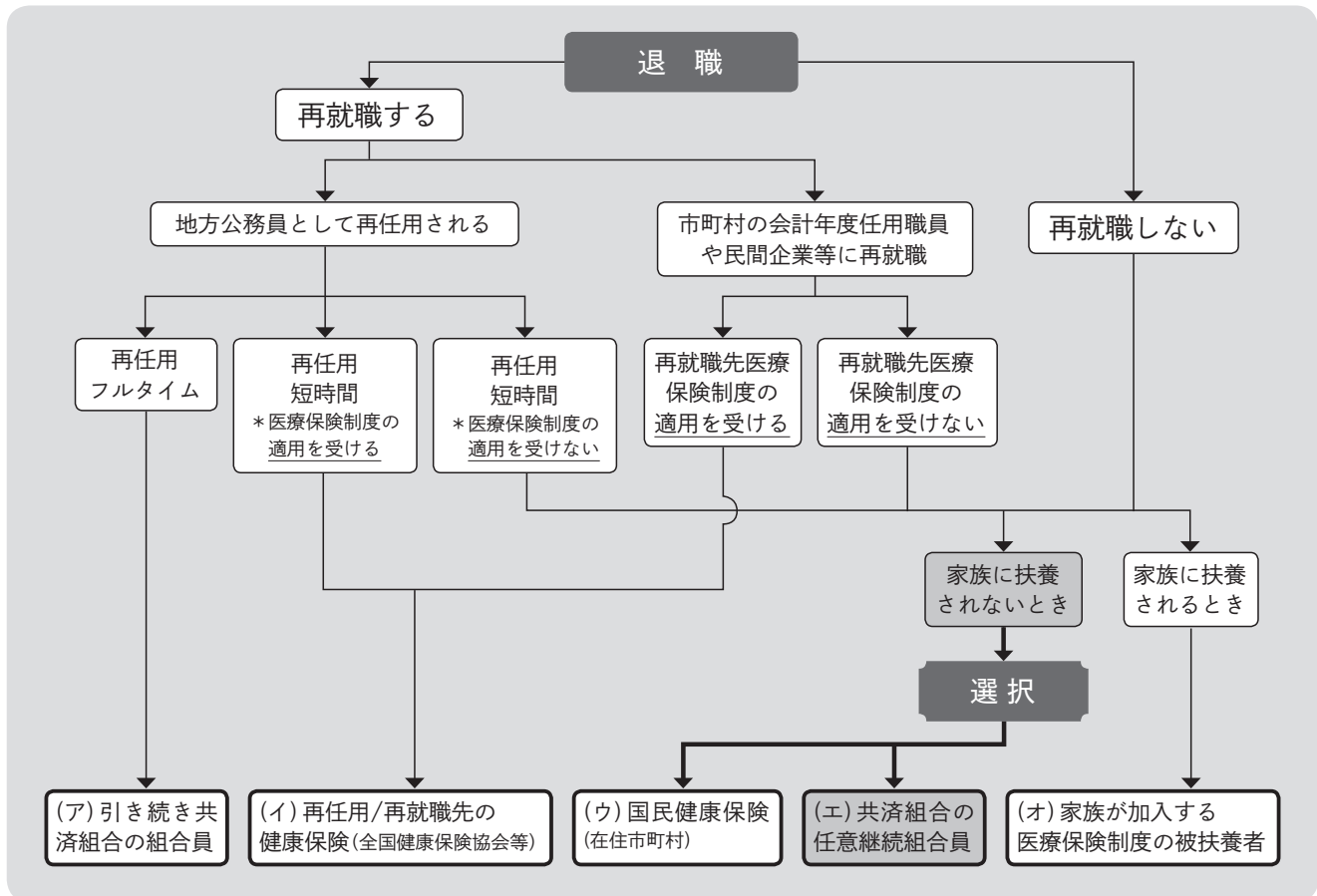
お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

3月末に退職される皆さんへ

1 退職後の医療保険制度の加入等について

退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(オ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 組合員証および被扶養者証等は再任用(フルタイム)後もそのまま使用してください。

(イ) 健康保険等の被保険者(強制加入)

再任用・再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。

(ウ) 国民健康保険の被保険者

共济組合の任意継続組合員制度と市町村の国民健康保険のいずれかを選択することとなります。任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択するときの参考にしてください。(国保税(保険料)の金額や制度については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください。)

(エ) 共济組合の任意継続組合員(2の「任意継続組合員制度とは」参照)

(オ) 家族の被扶養者

年収130万円未満(60歳以上の公的年金等受給者または障害給付の年金受給者は180万円未満)であることのほか、各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

お願い…
組合員証等の
返納は速やかに!!

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できませんので、退職後速やかに所属所の共济組合担当課を経由して共济組合へ返納してください。

なお、その際には被扶養者として認定されている家族全員の「組合員被扶養者証」も忘れずに返納してください。

* 組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」を含みます。

2 任意継続組合員制度とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方*が、その退職の日から20日以内に、引き続き短期給付と福祉事業(団体を対象とした事業助成および貸付事業は除く。)の適用を受けたい旨を共済組合に申し出し、掛金を払い込んだときは、任意継続組合員として、本人およびその被扶養者について短期給付と福祉事業の一部の適用を受けることができます。

期間は最長2年間で、希望による中途資格喪失が可能です。

任意継続組合員の掛金については、以下のとおりです。

※ 退職日まで引き続く期間が1年と1日以上必要です。【令和4年10月から組合員となる地方公共団体等に勤務する非常勤職員(短時間勤務職員等)に係る任意継続組合員制度の適用については、現在確認中です。詳細が分かり次第、共済組合ホームページ等でお知らせします。】

(1) 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、次のとおり算出されます。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 97.00/1000(令和3年度の率)

介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 17.54/1000(令和3年度の率)

【注意1】 標準報酬の月額は次の①または②のいずれか少ない額となります。

①退職時の標準報酬の月額

②令和3年9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の標準報酬の月額の平均額(令和3年度は380,000円)

※標準報酬の月額の決定方法が地方公務員等共済組合法の改正に伴い変更になる場合があります。詳細については、後日、共済組合ホームページ等でお知らせします。

【注意2】 任意継続掛金算定のための掛金率については、令和4年度の掛金率が未確定のため、令和3年度の任意継続掛金率を記載しています。

(2) 払込方法

「月払い」、「半年払い」、「年払い」の3通りで「半年払い」と「年払い」には、前納割引があります。

Point

- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金が確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届け出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の払込方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、**任意継続掛金の金額が「月払い」より有利で手間のかからない「年払い」が「半年払い」がおすすめです。**
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669



任意継続組合員の方が引き続き利用できる保健事業

以下のとおり、現職時と同様の内容で引き続き利用できます。各種申請等の窓口は共済組合になります。

- 《各種検診料等の助成》… ● 人間ドック・脳ドック・総合ガン・婦人ガン・肺ガン検診、眼底・便潜血反応検査、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診年度一回に限り助成します。
● 各検診の助成申請手続については、共済組合までご連絡ください。また、検診機関等については、ホームページから確認できます。
- 《施設利用の助成》…………… ● 共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、利用を希望される方は、利用助成券の発行申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限り)
- 《特定健康診査》…………… ● 40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象として、5月にご自宅に特定健康診査受診券を送付します。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診してください。
- 《特定保健指導》…………… ● 特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの程度に応じて)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅に送付します。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担しますので、保健指導機関等で必ず受けてください。

※これらの助成等は全て任意継続組合員およびその被扶養者に対して適用されます。

退職後も受けられる給付

退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、在職中と同様に請求することにより受けることのできる短期の給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ① 出産費：1年以上組合員であった方が退職後6カ月以内に出産した場合
- ② 埋葬料：退職後3カ月以内に死亡した場合
- ③ 傷病手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- ④ 出産手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

福祉事業をご利用の方へ

福祉事業<貸付・ライフサポート年金>の退職に伴う手続

I 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。

償還方法については、退職手当からの控除となります。(退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。)

また、退職前に繰上げにより全額償還を希望される場合は、3月10日(木)までに共済組合へ申し出ください。

II ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、組合員の資格喪失に伴い脱退となりますが、一部の制度については、退職後も保障を継続することができます。

該当される方には、明治安田生命より「退職後制度のご案内資料」をご自宅宛てに送付しますのでお手続をしてください。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

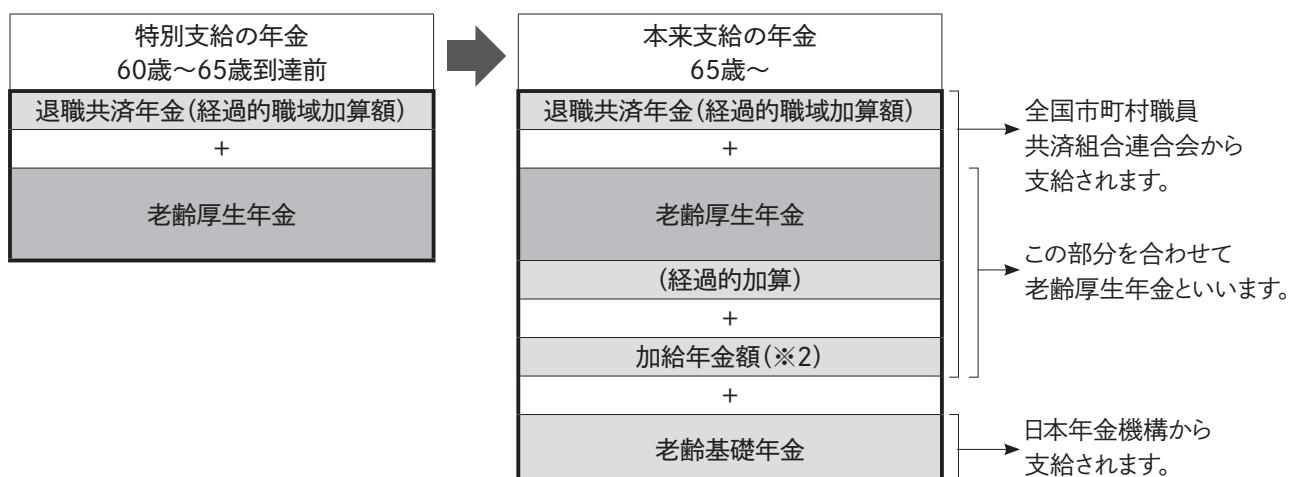
老齢の年金についてのご案内

◆65歳からの年金

公務員として勤務した期間を有する方が一定の要件(※1)を満たす場合には、老齢厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月以前に引き続き1年以上の組合員(被保険者)期間を有する方には併せて退職共済年金(経過職域加算額)が支給されます。

年金の支給は、法令の本則上の規定では、65歳からとされています。以前は経過措置として60歳から65歳まで特別支給の年金が支給されていましたが、その後支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなりました。



(※1) 支給要件

老齢厚生年金

- ① 65歳以上であること
- ② 組合員(被保険者)期間が1年以上あること
- ③ 被保険者期間等が10年以上あること

退職共済年金(経過職域加算額)

- ① 平成27年9月以前に引き続き期間が1年以上あること
(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)
- ② 上記「老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

(※2) 加給年金額

厚生年金の被保険者期間が合計20年以上ある方で、老齢厚生年金の受給権が発生したとき、生計を維持していた65歳未満の配偶者、子(18歳到達の年度末までの子、20歳未満で障害等級1.2級に該当する子)がいる場合に加給年金額が加算されます。

今年度、60歳定年退職をされる方を含め、昭和36年4月2日以降生まれの方は、支給開始年齢の引き上げが完了するため、年金の支給開始は65歳となります。

ただし、特定消防組合員に該当する方は、支給開始年齢の引き上げが一般組合員よりも6年遅れのスケジュールとなっていますので、今年度60歳定年退職をされる特定消防組合員の年金支給開始は62歳となります。(9ページ「表1」)

なお、65歳からは国民年金の「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。

◆老齢厚生年金等の繰上げ請求

老齢厚生年金および退職共済年金(経過職域加算額)は、60歳以降であれば、65歳に達する前に、繰り上げて受給することができます。

繰上げ請求をされる場合は、国民年金制度の老齢基礎年金および他制度の老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

なお、繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から65歳になる前月までの月数の1月につき0.5%(※)減額され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により支給停止の対象となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、日本年金機構または共済組合にお問い合わせください。

(※)平均余命の延伸に伴い、昭和37年4月2日以降生まれの方は1月当たりの減額率が0.4%に引き下げとなります。

◆老齢厚生年金等の繰下げ請求

65歳に到達したときに老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の請求を行わず、66歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

繰下げ請求をされる場合は、他制度の老齢厚生年金の受給権を有するときは、同時に繰下げを行うこととなります。

なお、繰下げ請求をした場合は、受給権発生日(65歳誕生日の前日)の属する日から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの日数に応じて、1月当たり0.7%増額します。

ただし、繰下げ待機期間中に在職中による年金額の全部または一部が支給停止となる場合は、支給停止されていたであろう額を除いて繰下げ加算額を計算しますので、繰下げ請求を行う際はご注意ください。

◎老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求をした場合の減額・増額率

- 繰上げ減額率=0.5%×繰り上げた月数(60歳～64歳)

※昭和37年4月2日以降生まれの方の1月当たりの減額率は0.4%となります。

- 繰下げ増額率=0.7%×繰り上げた月数(66歳～75歳)

※昭和27年4月1日以前生まれの方の繰下げ受給開始時期の上限は70歳までとなります。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
減額率(0.5%)	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	－					
下段は引下後(0.4%)	△24%	△19.2%	△14.4%	△9.6%	△4.8%						
請求時の年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
増額率(0.7%)	－	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84.0%

表1 (特定消防組合員に該当する方)

●特定消防組合員とは

消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

●65歳前に支給される年金の支給要件

特別支給の老齢厚生年金

- ①該当する支給開始年齢であること
- ②組合員(被保険者)期間が1年以上あり、厚生年金の被保険者期間との合計が1年以上あること
- ③被保険者期間等が10年以上あること

特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続き期間が1年以上あること

(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)

- ②上記「特別支給の老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

◆特定消防組合員の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳

◆請求手続

自身の住所に送付される請求書により老齢厚生年金等の請求を行います。

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として老齢厚生年金の額の決定を行います。

併せて、加給年金額の対象となる方がいる場合は、その方との生計維持関係の有無の確認を行い、加給年金額を加算します。

また、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。

*請求書等は、65歳に到達する前に送付されますので、手続方法に関する詳細については、送付された請求書等にてご確認ください。

*受給権発生時点において、組合員として在職している場合には、請求書は所属所を経由してお渡しいたします。

◆退職等年金給付(年金払い退職給付)

被用者制度の一元化により、退職共済年金(経過的職域加算額)は廃止され、平成27年10月以後の加入期間については、新たな公務員制度として「退職等年金給付」が創設されました。退職をされていて65歳に到達すると受給権が発生しますので、老齢厚生年金請求書の送付時期に合わせ、お手続の案内を送付させていただきます。(65歳到達時に組合員として在職している場合は、退職したときに受給権が発生します。)

令和4年4月1日から年金制度が改正されます 在職中の年金受給の在り方の見直し

厚生年金

ポイント

1

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とまらない範囲を拡大【令和4年4月】

現 行

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額

28万円



見直し後

65歳未満の在職中の支給停止の基準額

47万円※

※令和3年度額。法令に基づき
改定される場合があります。
(令和4年4月1日施行)



65歳以上も未満も
支給停止の基準額は

47万円に

ポイント

2

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定【令和4年4月】

現 行

老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定



見直し後

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であっても、年金額を定時に改定(毎年1回、10月分から。)**

【在職定時改定】

(令和4年4月1日施行)



年金額

定時
改定

共済組合から年金を受けている方で、再び組合員となられる方へ

会計年度任用職員制度が導入され、一定要件を満たす場合には、地方公務員共済制度が適用されることから、年金を受給されている方が再び組合員となる再就職者が増加しています。

年金受給者が再就職をし、組合員となった場合は、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止され、退職共済年金(経過的職域加算額)については、全額支給停止となります。

また、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合など)または国家公務員共済組合から老齢または障害を支給事由とする年金を受けている方が、組合員となった場合は、年金の支給に遅れが生じます。

今後、再就職の予定がある方は、ご留意いただきますようお願いいたします。

1

年金の決定・支払いの実施機関が 全国市町村職員共済組合連合会に変わります

組合員になりますと、再就職前に受けていた年金は、全国市町村職員共済組合連合会が改めて年金を決定し、支払いをすることになります。

そのため、再就職前の組合から年金決定に必要な書類を移管し、年金を決定することとなりますが、移管されるまで数カ月かかりますので、決定までしばらくお待ちいただくことになります。その間は、年金を受け取ることができませんので、予めご承知おきください。

2

退職・障害共済年金(経過的職域加算額)は、 組合員である間、全部が支給停止となります

厚生年金に併せて支給している共済組合独自の退職・障害共済年金(経過的職域加算額)は、組合員となった日の翌月から退職月までの間、その支給が停止されます。(平成27年9月以前の退職共済年金または障害共済年金を受けている方は、当該年金のうち職域年金相当部分が支給停止となります。)

3

再就職した年の公的年金等の源泉徴収票は2枚となります

再就職した年は、再就職前と後の実施機関からそれぞれ公的年金等の源泉徴収票が発行されます。

ただし、11月に再就職した場合は、その年の源泉徴収票は再就職前の実施機関からのみの発行となり、12月に再就職した場合は、翌年の源泉徴収票がそれぞれの実施機関から発行されることになります。

お問い合わせ

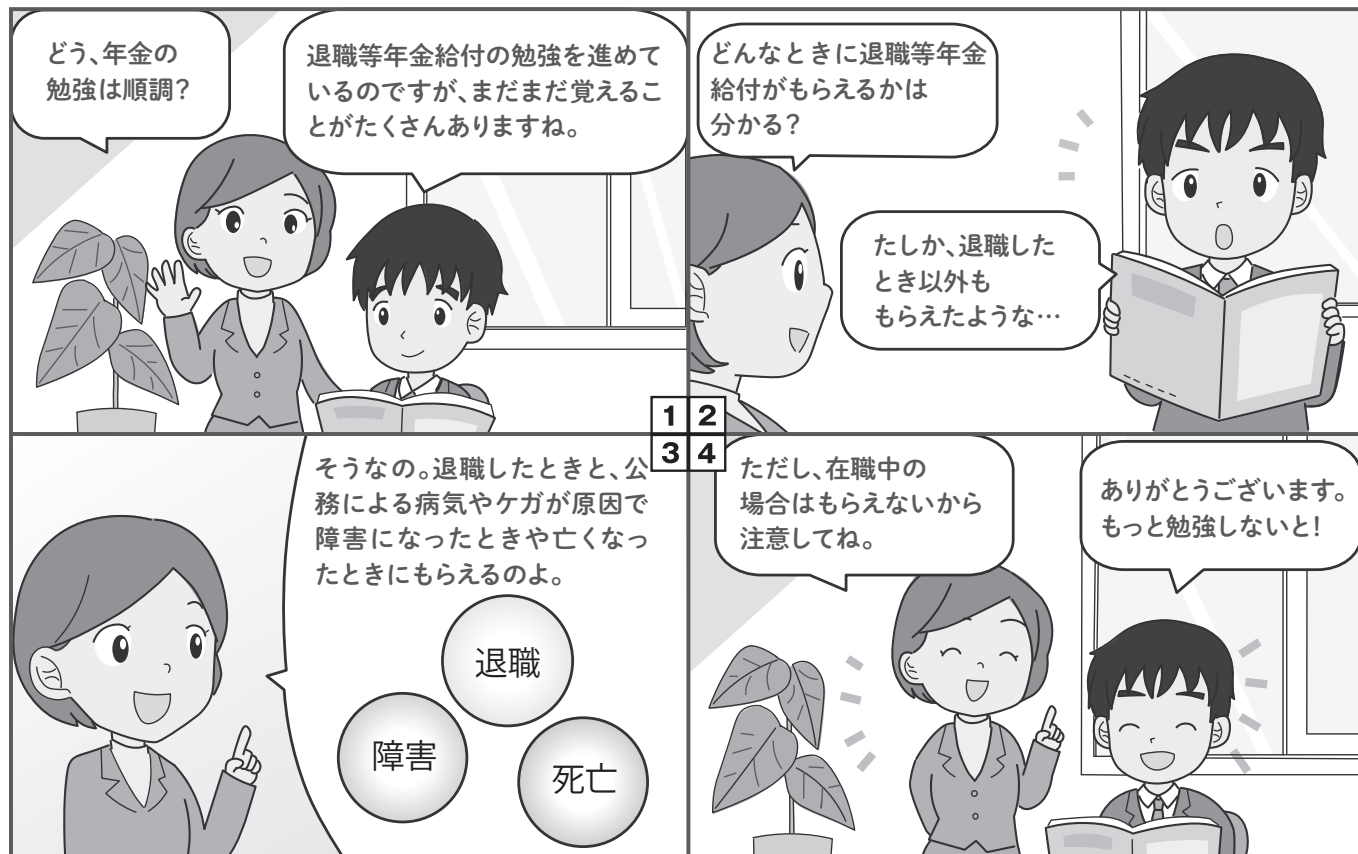
年金課 年金担当 TEL 026-217-5607



退職等年金給付(年金払い退職給付)はどんなときにもらえますか?

A

退職後に65歳に達したときや65歳に達した後に退職したときまたは公務による病気やケガが原因で障害の状態になったときや死亡したときに給付が受けられます。



きになる

ワンポイント



毎年6月頃に「給付算定基礎額残高通知書」が送付されています

退職等年金給付(年金払い退職給付)は将来の年金給付に必要な原資を労使折半の保険料で積み立て、その積立額に基準利率による利息等を加えた「給付算定基礎額」を基に給付されます。

前年度に個人が積み立てた給付算定基礎額等に関する情報を「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせします。

退職年金

「退職年金」は、組合員が退職後、原則65歳から支給される年金です。

支給要件 次の全ての要件を満たしているときに支給されます。

- 平成27年10月に引き続き期間または平成27年10月以後の組合員期間が1年以上あること
- 65歳以上であること
- 退職していること

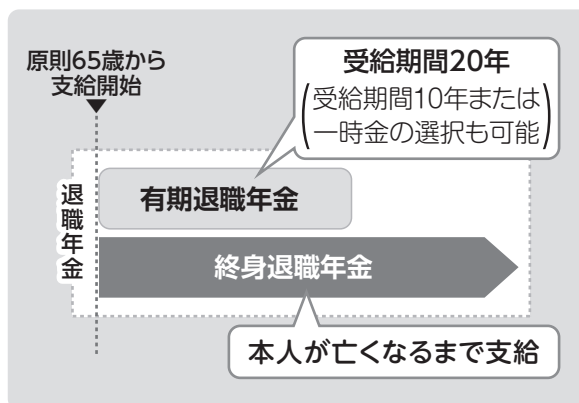


支給形態 年金の支給額の2分の1は「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

「終身退職年金」は、本人が亡くなるまで継続して支給されます。

「有期退職年金」の受給期間は原則20年（240月）ですが、給付事由が生じてから6カ月以内に手続きを行うことで、その受給期間を10年（120月）に短縮することや、年金に代えて一時金として受給することが選択できます。

また、受給期間が終了する前または受給開始前（組合員である間を含む）に受給権者または組合員が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」分の年金原資に相当する額が一時金として遺族に支給されます。



公務障害年金

「公務障害年金」は、公務に基づく傷病により障害状態になったときに支給される年金です。

支給要件 次の全ての要件を満たしているときに支給されます。

- 公務による病気またはケガ（以下、公務傷病といいます）により障害状態になったこと
 - 公務傷病の初診日（平成27年10月1日以降の初診日に限る）において組合員であること
 - 障害認定日においてその公務傷病により、障害等級1級～3級に該当する障害状態であること
- （注）通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。
ただし、組合員として在職中の場合は全額支給停止となります。

公務遺族年金

「公務遺族年金」は、公務に基づく傷病により亡くなったとき遺族（遺族の要件は遺族厚生年金同様）に支給される年金です。

支給要件 次のいずれかに該当したとき、支給されます。

- 組合員が、公務傷病により死亡したとき
- 組合員であった方が、組合員であった期間に初診日のある公務傷病が原因で、初診日（平成27年10月1日以降の初診日〈初診日がない場合は該当する傷病の発した日〉に限る）から5年を経過する日前に死亡したとき
- 障害等級1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したとき

（注）通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。

標準報酬制

随時改定について

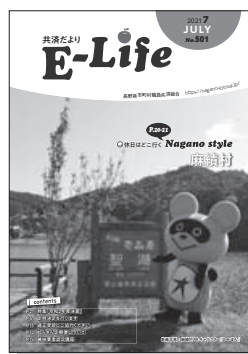
皆さんの給与から控除される共済組合の掛金や保険料は、標準報酬月額に掛金率・保険料率を乗じて算定されます。

この掛金等の基礎となる標準報酬月額は、原則として**定時決定(※)**により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決め直された標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※**定時決定**…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定



定時決定の詳細については、共済だより「2021年7月号」に掲載しています。

随時改定の要件

次の3つの全てに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、または給与体系の変更があったとき。
- ②変動があった月から3カ月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③3カ月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。

報酬の内訳

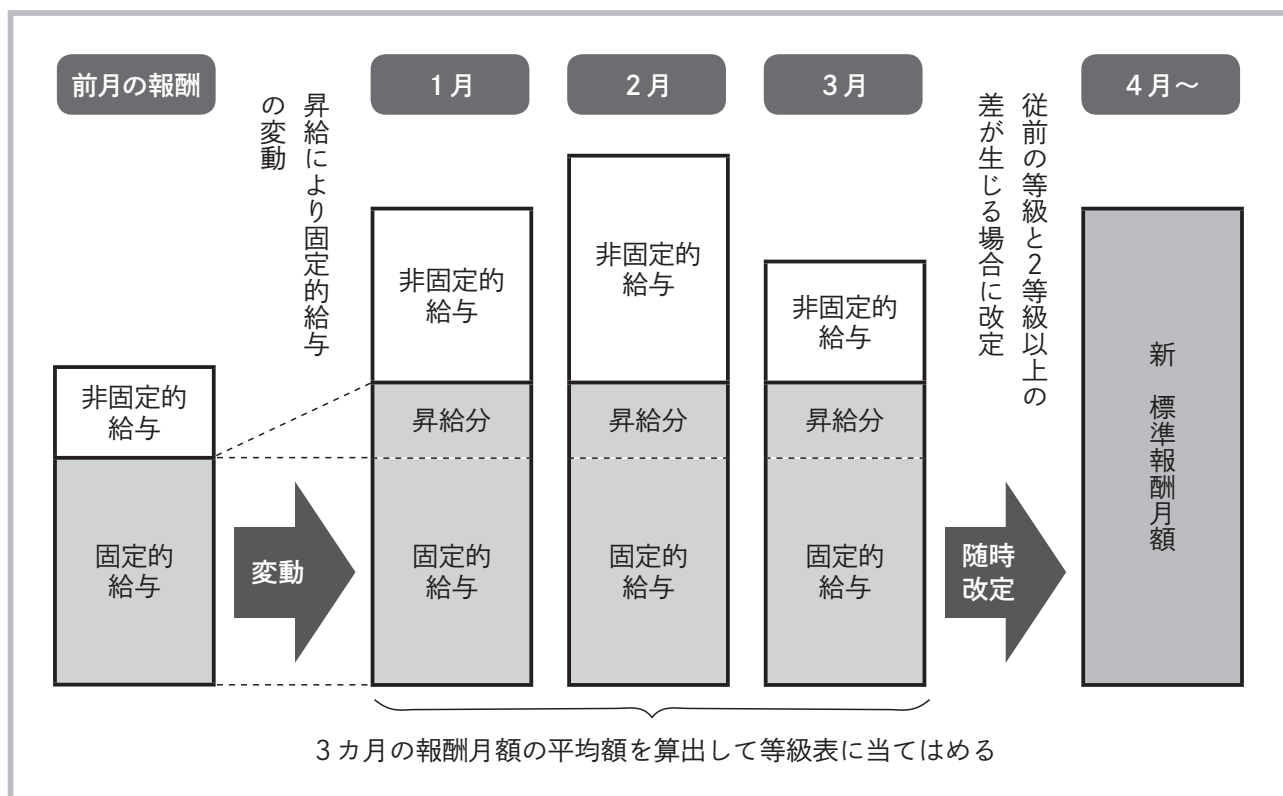
固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

※災害派遣手当および災害の際に通常の時間外勤務手当とは別に支給される時間外勤務手当については、原則、報酬に含めない取り扱いとされています。

※新型コロナウイルス感染症に起因する対応により発生した時間外勤務手当等が、通常業務と区分できるのであれば、報酬から除くこととして差し支えありません。通常業務と区分できず、通常の算定方法では著しく不当となるときは、年間平均による保険者算定の対象として差し支えありません。

【例】1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



●報酬に著しい変動が生じても随時改定の対象外となる場合

固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬に著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。また、固定的給与が変動して報酬に著しい変動が生じた場合であっても、次のような場合には随時改定の対象とはなりません。

- ① 固定的給与が上がっても非固定的給与が下がり、結果として報酬が著しく下がった場合
- ② 固定的給与が下がっても非固定的給与が上がり、結果として報酬が著しく上がった場合

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による変動、地域手当や通勤手当の変動、扶養手当の増減が該当し、**時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当のみの変動の場合は該当しません。**

このような通常の算定方法とは別に「随時改定に係る年間平均による保険者算定」により行う方法もありますので、詳しくは次の記事をご参照ください。

〈参考〉給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うことになります。この場合の報酬月額は、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

【例】 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3カ月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額は含みません。

お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604

随時改定に係る年間平均による保険者算定について

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の算定方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

年間平均による保険者算定の対象

次の全てを満たした場合に、年間平均による保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること。

①変動月以後の継続した3カ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

【例 R4.1に固定的給与に変動があった場合】

R4.1からR4.3までの
固定的給与および非固定的給与の平均額

固定的給与	R 4 .1 (変動月)	R 4 .2	R 4 .3
非固定的給与	R 4 .1	R 4 .2	R 4 .3

標準報酬等級表に当てはめる
⇒標準報酬月額

②下記AとBの合計額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

A 変動月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額

B 変動月前の継続した9カ月と変動月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額

A …… R 4.1から R 4.3までの
 固定的給与の平均額

									R 4.1 (変動月)			R 4.2	R 4.3
R 3.4	R 3.5	R 3.6	R 3.7	R 3.8	R 3.9	R 3.10	R 3.11	R 3.12	R 4.1	R 4.2	R 4.3		

B …… R3.4から R 4.3までの非固定的給与の平均額

AとBの合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

留 意 事 項

①固定的給与が上がっている(下がっている)にもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額が現在の標準報酬月額の等級と同じまたは下回る(上回る)場合は、現在の標準報酬月額のままとする保険者算定となります。

②単に固定的給与が大きく増減し、その結果(1)①と(1)②で2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。



随時改定に係る年間平均による保険者算定の留意点



- 標準報酬月額と比較において、支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月および固定的給与変動月以後の継続した3カ月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、固定的給与変動月から4カ月目以降に支払われることとなった場合は、その本来支払うはずだった月を除きます(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定に加えても差し支えありません)。
- 業務の性質上2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られるので、「今年は特定の3カ月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない。」というような場合は該当しません。
- 組合員の同意がない場合は、その同意がなかった組合員の標準報酬月額について、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

手続について

保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」、「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額と比較及び組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。事務手続等の詳細は勤務先(所属所)の共済組合担当課へご相談ください。

様式は共済組合ホームページの各種申請様式に掲載してあります。

標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。



お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604





style
No.16

パノラミックな景観に
四季の移ろいを色濃く彩るまち

伊那市

県南部に位置する、南アルプスと中央アルプスに抱かれた伊那市。アルプスの間を流れる天竜川や三峰川の扇状地には様々な美しい景観が広がり、パノラマビューポイントが多く存在します。そんな伊那市の歴史・文化や、おすすめ観光スポットをご紹介します。

伊那市データ(令和3年10月1日現在)

- 面積 667.93平方キロメートル
- 人口 66,642人
- 世帯数 27,995世帯



四季折々のすがたを楽しめる史跡公園

◎ 高遠城址公園

日本百名城にも選ばれた国の指定史跡。春にはタカトオコヒガンザクラが満開となり、「天下第一の桜」とも称される桜の名所です。春だけでなく、夏は緑が美しく秋には紅葉が見られるなど、年間を通して楽しむことができます。また、高遠閣、無字の碑、新城藤原神社などの見どころも沢山あります。

☎ 0265-94-2556 住 伊那市高遠町東高遠

✿ 桜の見頃は4月上旬～中旬。満開時には公園全体が薄紅色に染まり、約20万人の観光客が訪れます。



わたしの町の

信濃めしなの

めたうまい!!

高遠そば、行者そば



つゆに辛味大根のおろしと焼味噌を混ぜた「辛つゆ」が特徴です。入野谷在来そばの復活にも取り組んでいます。

伝統野菜



羽広菜は蕪を漬物に利用し、高遠てんとうなんばん、芝平なんばんはそばの薬味等に活用しています。

伊那谷の三大珍味



ざざ虫、イナゴ、蜂の子は伊那の三大珍味。一度味を覚えると、お酒にもごはんにも合う忘れられない味になります。

眼下の町並みと中央アルプスを望むバラ園

◎ 高遠しんわの丘ローズガーデン

中央アルプスの景色を眺めながら、約270種、3,000株あまりの色とりどりのバラを見ることができます。園内にある喫茶では、飲食物のほか、バラにちなんだお土産なども販売しています。



電 0265-94-2556 住 伊那市高遠町東高遠973-1
時 9:00~16:00 休 11月~5月
料 無料（バラ祭り開催期間中：大人300円/小中学生150円）

大地を感じる絶景ポイント

◎ 分杭峠

伊那市と下伊那郡大鹿村の境に位置し、郡境にもなっています。峠から北に長谷地域の方角を見ると、中央構造線という大断層に沿って直線的に浸食されてできた谷の眺望を見通すことができます。



電 0265-78-4111 住 伊那市長谷市野瀬 休 冬季は通行止め
時 峠までのシャトルバス 8時~16時（4月初旬~11月下旬）

伊那市 ピックアップ

旧暦の七夕に行われる伝統行事 「さんよりこより」

伊那市美簾地区の天伯様、富県地区の天伯様の七夕祭りで、毎年8月7日に行われています。美簾地区で子どもたちが「さんよりこより」と言いながら鬼に扮した大人を竹で叩いたあと、天の川に見立てた三峰川を神輿を担いで渡り、富県地区で同じことをします。その日は絶対に三峰川は荒れないと言い伝えられています。

「さんよりこより」は「さん寄ってこい」という意味だといわれています



Nagano style × インタビュー

「伊那市の魅力 この方に聞きました」

ホームページから石仏探訪マップもダウンロードできます

伊那市
地域おこし協力隊
吉澤 祐佳さん



ようこそ「高遠石工」のふるさとへ

江戸時代、信州高遠町は石工の里として全国的に知られ、北は青森県、南は山口県に至るまで1都18県で作品を残しています。現在の高遠町地区だけでも2,229基の石仏、石造物が確認されています。協力隊に着任して、気軽に石仏に触れるきっかけがあれば石仏の魅力が伝わり、カプセル玩具の商品として石仏フィギュアを作成しました。高遠を訪ねて街歩きやサイクリングで石仏巡礼を楽しんでみませんか。



南アルプスが一望できる高原で自然を満喫!

体験づくりの農業公園

◎ みはらしファーム

農業体験やそば打ちなどの体験ができる施設。ほかにも動物とのふれあいを楽しむこともできます。夏は夏祭り、秋はぶどう狩りなど、季節のイベントにも注目。温泉・宿泊施設を備えているため、1日かけてのびのびと伊那の自然を楽しむことができます。

電 0265-74-1807 住 伊那市西箕輪3416-1

各施設の詳しい情報はホームページをご覧ください。
<https://miharashi-farm.com>

特定健康診査・特定保健指導の結果報告

令和2年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします。

特定健康診査

受診率は令和元年度とくらべると、全体で1.9%上昇しました。

組合員は、目標実施率に達しましたが、全体、被扶養者等は、目標に達しませんでした。依然として被扶養者の受診率の低迷が課題となっています。

◆ 令和2年度特定健康診査の受診状況 ◆

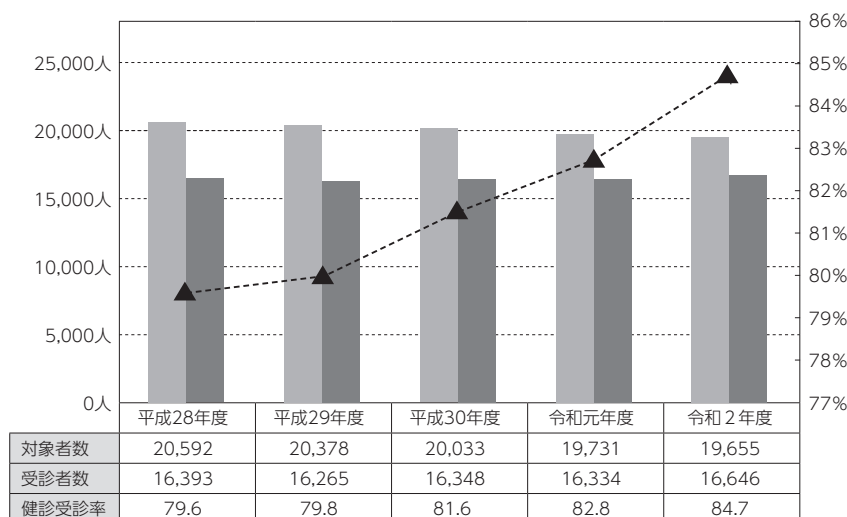
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標実施率 (%)	前年度との健診受診率の比較
組 合 員	15,976 (15,883)	15,111 (14,704)	94.6 (92.6)	93.0 (92.0)	組合員 …… 2.0% ↑
被扶養者等	3,679 (3,848)	1,535 (1,630)	41.7 (42.4)	60.0 (54.2)	被扶養者等 …… 0.7% ↓
全 体	19,655 (19,731)	16,646 (16,334)	84.7 (82.8)	86.0 (84.0)	全体 …… 1.9% ↑

※表中()内は、前年度(令和元年度)の受診状況です。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

◆ 過去5年の受診状況推移 ◆



■ 対象者数 ■ 受診者数 -▲- 健診受診率



特定健康診査は、 受けられましたか？

特定健康診査とはメタボに着目した健康診断であり、生活習慣病の発症を早期に防ぐことを目的とし、40歳以上75歳未満の皆さんに受けていただくものです。

組合員の方は、所属所の定期健康診断を受け、結果を共済組合に提供することで、特定健康診査を受けたとみなされます。

被扶養者の方は、共済組合が交付した「受診券」で特定健康診査を無料で受けられます。

「受診券」の有効期限は、令和4年3月31日(木)ですので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

特定保健指導

目標実施率に達したのは、動機付け支援での組合員のみとなりました。

積極的支援では全てにおいて前年度を下回り、実施率の低さが目立つ結果となりました。

◆ 令和2年度特定保健指導の利用状況 ◆

動機付け支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組 合 員	1,254 (1,205)	318 (294)	25.4 (24.4)	25.0 (23.0)
被扶養者等	93 (99)	18 (16)	19.4 (16.2)	
全 体	1,347 (1,304)	336 (310)	24.9 (23.8)	

前年度との終了者割合の比較
実施率……終了者の割合

組合員	……	1.0% ↑
被扶養者等	……	3.2% ↑
全体	……	1.1% ↑

※表中()内は、令和元年度利用状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

積極的支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組 合 員	1,487 (1,485)	231 (235)	15.5 (15.8)	25.0 (23.0)
被扶養者等	51 (46)	6 (10)	11.8 (21.7)	
全 体	1,538 (1,531)	237 (245)	15.4 (16.0)	

前年度との終了者割合の比較
実施率……終了者の割合

組合員	……	0.3% ↓
被扶養者等	……	9.9% ↓
全体	……	0.6% ↓

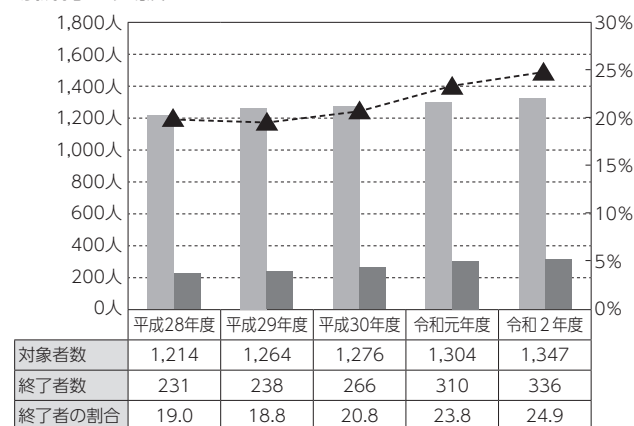
※表中()内は、令和元年度利用状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

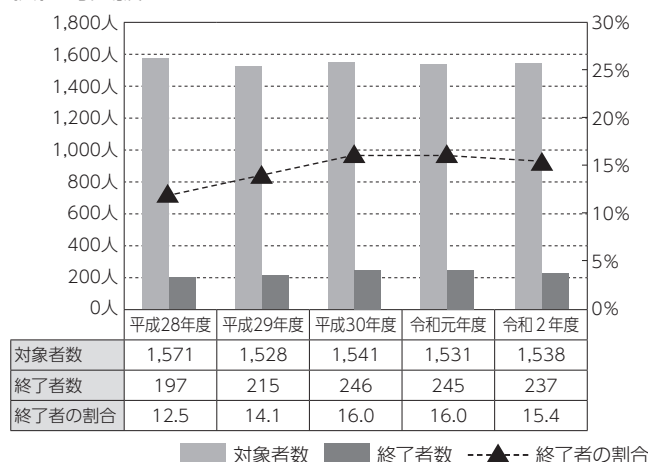
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

◆ 過去5年の保健指導終了者の状況推移 ◆

動機付け支援



積極的支援



特定保健指導の対象となった方へ

特定健康診査を受診した結果、特定保健指導の対象となった方には、共済組合から保健指導の「利用券」を交付しています。保健指導は、医師や保健師、管理栄養士など専門家の指導が無料で受けられますので、ぜひ利用してください。生活習慣を改善し、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけではなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」[※]にペナルティ(加算)が課せられます。支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、皆さんの掛金(保険料)に影響しますので、積極的に受診、利用をしましょう。

注 後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や健保組合が負担する費用

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

皆さんの医療費は!?

医療費統計 vol.61

レセプト1件当たり日数と1日当たり医療費、および傷病分類別の総医療費等

共済組合では、毎年レセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査結果等のデータを分析し、より効果的・効率的に保健事業を推進するために、PDCAサイクルに基づいて第2期データヘルス計画を推進しています。

今回はレセプト1件当たりの日数と1日当たり医療費、および傷病分類別の総医療費とレセプト件数の経年変化について、ご紹介します。

1 レセプト1件当たり日数の経年変化

1件当たり日数は、一つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(または、入院日数)を表し、診療実日数をレセプト件数で除したものです。入院の1件当たり日数が多ければ概ね入院期間が長く、外来の1件当たり日数が多ければ通院頻度が高いと考えられます。共済組合のレセプト1件当たり日数は、令和2年度も減少傾向が続いています。

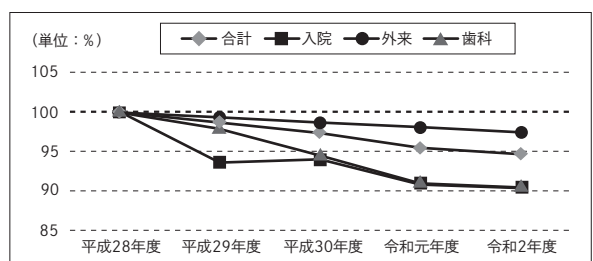
●レセプト1件当たり日数の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:日)

	1件当たり日数				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合 計	1.52	1.50	1.48	1.46	1.44
入院	10.06	9.44	9.48	9.17	9.13
外来	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32
歯科	1.64	1.60	1.55	1.51	1.50

●平成28年度を100%とした場合の1件当たり日数の推移



2 1日当たり医療費の経年変化

1日当たり医療費は、医療費の単価を表し、医療費を診療実日数で除したものです。1日当たり医療費が高ければ、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いものと考えられます。

1件当たり日数が短く、1日当たり医療費が高くなっている背景には、患者への負担が少ない治療技術の普及で入院日数が短縮されたことが考えられ、令和2年度もその傾向が続いていると思われます。

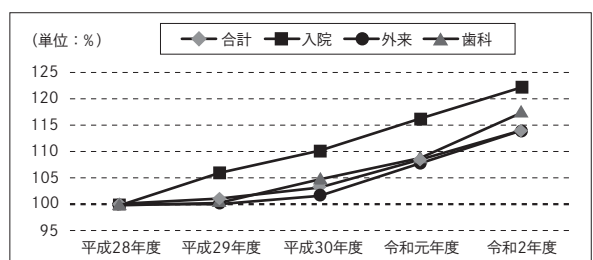
●1日当たり医療費の経年変化

全体(組合員・被扶養者)

(単位:円)

	1日当たり医療費				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合 計	13,053	13,233	13,563	14,131	14,899
入院	47,009	49,849	51,803	54,786	57,415
外来	7,358	7,372	7,506	7,910	8,387
歯科	6,277	6,333	6,591	6,784	7,391

●平成28年度を100%とした場合の1件当たり医療費の推移



3 傷病分類別の総医療費、レセプト件数(令和2年度の上位10傷病)の経年変化

下図に直近2年間の傷病分類別の総医療費とレセプト件数をまとめました。

呼吸器系の疾患が総医療費、レセプト件数ともに大幅に減少しており、新型コロナウイルスの感染を心配した受診控えや、うがい、手洗いといった予防の定着が要因とみられます。

全体(組合員・被扶養者)

(単位:千円)

全体(組合員・被扶養者)

(単位:件)

総医療費			
傷病分類	令和元年度	令和2年度	増減率
新生物	730,641	649,288	-11.1%
循環器系の疾患	452,865	417,908	-7.7%
筋骨格系および結合組織の疾患	332,569	370,268	11.3%
呼吸器系の疾患	615,713	362,785	-41.1%
内分泌、栄養および代謝疾患	333,398	357,584	7.3%
腎尿路生殖器系の疾患	334,037	309,953	-7.2%
消化器系の疾患	326,566	280,868	-14.0%
神経系の疾患	262,321	275,492	5.0%
精神および行動の障害	273,710	257,039	-6.1%
眼および付属器の疾患	196,620	191,699	-2.5%

レセプト件数			
傷病分類	令和元年度	令和2年度	増減率
呼吸器系の疾患	71,568	42,286	-40.9%
皮膚および皮下組織の疾患	30,255	30,808	1.8%
眼および付属器の疾患	29,054	26,943	-7.3%
循環器系の疾患	19,594	19,697	0.5%
精神および行動の障害	19,086	19,096	0.1%
内分泌、栄養および代謝疾患	18,460	18,730	1.5%
筋骨格系および結合組織の疾患	18,646	18,303	-1.8%
消化器系の疾患	14,521	12,832	-11.6%
腎尿路生殖器系の疾患	12,205	12,329	1.0%
新生物	11,263	11,247	-0.1%

お問い合わせ

医療福祉課

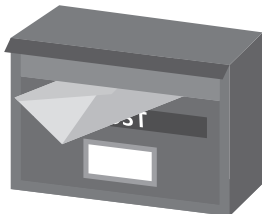
医療担当

TEL 026-217-5651

医療費通知の実施 ～令和4年1月中旬に発送します～

共済組合は、組合員および被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費通知を実施しております。

また、医療費通知は、所得税等の医療費控除の申告手続における「医療費控除の明細書」として活用できます。



◎医療費通知について

- 通知発行年月………令和4年1月(中旬)
- 通知対象診療月………令和3年1月～
令和3年10月診療分

※皆さんのお手元に令和4年1月末までに届くように作業をするため、令和3年10月診療分までとさせていただきます。

◎医療費通知を医療費控除の申告手続に活用する際の留意事項

- 医療費通知を医療費控除の明細書として添付する場合は、原本を添付してください。
- 令和3年11月、12月診療分は、医療機関等が発行した領収書に基づき、申告者が医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付してください。
- 市販薬の購入費用や自費診療分の医療費は医療費通知に反映されません。

- 公費負担医療、自治体単独医療費助成など、医療費通知に反映されないものがある場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- 医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づき補完記入してください。
- 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なりますが、税務当局と調整済みですので、訂正は不要です。

その他不明な場合は、国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎その他

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等を基に世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知に記載されます。被扶養者の方にもこの通知の実施をお伝えいただき、差し支えがある場合はお申し出ください。特段不要である旨等の意思表示がない場合には、同意いただいたものとして、通知させていただきます。

なお、医療費通知の再交付はできません。

ただし、令和2年分については、修正申告等を行うために必要となる場合には再交付することができます。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品切替差額通知の実施 ～令和4年2月中旬に送付予定です～

送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員およびその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方



窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額通知を参考にジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いいたします。

詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。

令和2年度（保険期間:令和2年10月1日～令和3年9月30日）の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

◎配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	34.076%
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	31.722%

◎支払予定日 令和4年1月7日(金)

- ◇ 共済組合に届け出いただいている給付金口座に送金します。
- ◇ 配当金額は、12月中旬送付の「配当金お支払明細」によりご確認ください。

◎令和2年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	15件	182,130,000円
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	12件	28,600,000円

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

健康講座「RIZAP ボディリメイクセミナー」と「睡眠セミナー」を開催しました



	セミナー名	開催日	申込者数
①	RIZAPボディリメイクセミナー(オンラインLIVE配信)	8/21(土)	376名
②	睡眠セミナー(オンデマンド配信)	11/1(月)～11/30(火)	521名

アンケート結果からも「参加してよかった」、「また開催してほしい」などの声をいただきました。

共済組合では今後も各種健康講座を開催する予定です。皆さんの参加をお待ちしています。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認が始まりました

組合員資格または被扶養者資格を新たに取得される方は、資格取得に係る審査終了後、その加入者情報がオンライン資格確認システムに反映するまでに1～2週間程度時間を要します。その間、医療機関等でオンライン資格確認ができない場合があります。そのため、医療機関等を受診の際は、マイナンバーカードと併せて組合員証等を携行してください。



お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

特定健診の対象年齢の加入者の皆さんへ マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます

令和3年10月から、マイナポータルで特定健診(※)の結果が閲覧可能となりました。また、令和3年9月診療分以降の薬剤情報や医療費通知情報についても閲覧が可能となりました。

(※) 生活習慣病の予防・改善のため、保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診

特定健診情報

薬剤情報

医療費通知情報



マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。

自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。



令和2年度以降に受診していただいた健診の結果を閲覧できるよう、下記のスケジュールでデータを登録する予定です。

登録対象外
となる場合

- ・妊産婦等、特定健診の除外対象者の場合
- ・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合 等

令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 健診実施分の登録時期

令和3年11月1日登録完了

令和3年度以降(令和3年4月1日以降) 健診実施分の登録予定時期

健診受診年度の翌年度の11月1日までに登録完了予定

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

「こころとからだの健康相談窓口」 ～健康に関するあらゆる相談に応じます～

24時間年中無休
相談料・通話料無料

- ☒ 職場の人間関係に悩んでいる
- ☒ 子どもが急に熱を出した
- ☒ どの診療科に受診すべきか分からない
- ☒ 病気がなかなかよくならない
- ☒ 育児・介護がづらい

専用ダイヤル **0120-925-798**

WEB相談

<https://familycare.sociohealth.co.jp/>

(ログイン番号 925798)

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

セルフメディケーション税制を利用する皆さんへ 健康診断や人間ドックの結果通知は、大切にしておきましょう

セルフメディケーション税制とは、定期健康診断や人間ドックを受けるなどして健康の維持増進や疾病予防の一定の取り組みを行った方が、スイッチOTC医薬品（医療用から市販品に転用された医薬品）を購入した際の費用について申告することにより、所得控除を受けることができるというものです。

この申告には、該当するスイッチOTC医薬品の領収書が必要となります。また、税務署から一定の取り組みに係る書類の提出または掲示を求められる場合がありますので、定期健康診断や人間ドックの結果通知を大切に保管しておきましょう。

なお、このセルフメディケーション税制は、通常の医療費控除との併用はできません。

※一定の取り組みに係る書類を用意できない場合は、申し出により共済組合において証明することもできます。証明書が必要な場合は、共済組合医療福祉課までお問い合わせください。



セルフメディケーション税制の詳細については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション税制

検索

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

出産費・家族出産費の支給額が変更になりました

産科医療補償制度の改正により当該制度の掛金が引き下げられたことに伴い、出産費・家族出産費の支給額が令和4年1月1日の出産より変更されました。

なお、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計額は変更ありません。

	改正前	改正後
出産育児一時金	404,000 円	408,000 円
産科医療補償制度 掛金	16,000 円	12,000 円
支給額合計	420,000 円	420,000 円

※改正前、改正後ともに1児当たり

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

被扶養者の異動申告等について

被扶養者の認定を受けようとする方は、認定事由発生日から30日以内に、勤務先（所属所）の共済組合担当課へ被扶養者申告書（認定）を提出してください。

また、組合員の皆さんは、日頃から被扶養者の収入状況の把握に努めていただくとともに、認定取消事由が発生した場合には、速やかに被扶養者申告書（取消）を提出してください。

詳しくは、共済だより2021年7月号の14ページをご確認ください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

頭の体操をしましょう！

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



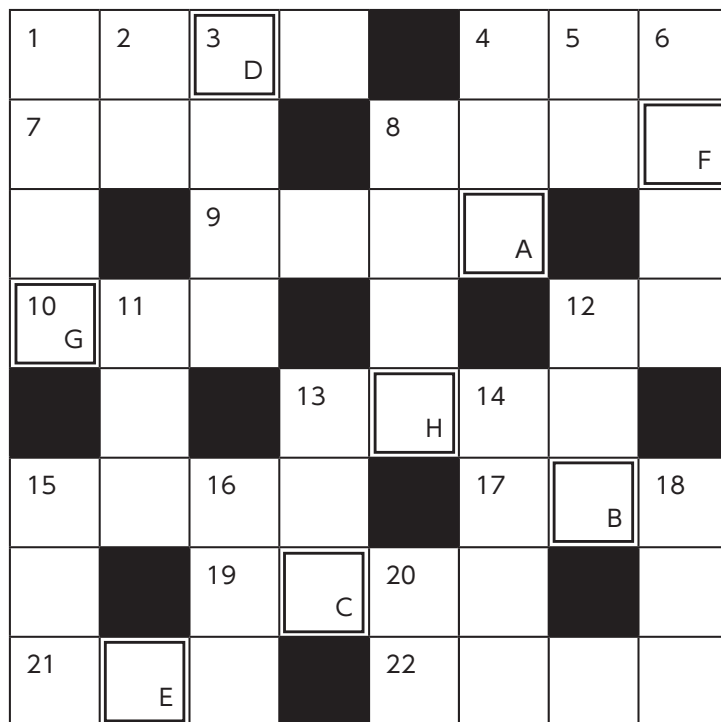
クロスワードパズル

クロスが解けたらA～Hを順に並べてください

- タテのカギ**
- 1 外国からの○○○○生中継。
新聞雑誌などで伝える事柄。
三面○○。
- 2 以心○○○○
- 3 和室の床に敷いてあります。
精神生活の活力の源泉。
失敗を○○にする。
- 4 ジョン・レノンの名曲です。
機械などが動く原理。
FM・AMがあります。
不平・○○○○を口にする。
武士が持っていました。
原宿で○○○○されてデビューする。
恋する○○○○の目になっている。
夜を英語で言っちゃって。
切り口が渦巻き模様の食べ物。
鼻の長い動物は？

ヨコのカギ

- 1 タスキを繋いで走ります。
- 4 低い⇔○○○○
- 7 すぐれた仕事をし、尊敬される人。
- 8 本業の合間に他のことをすること。
- 9 業界に多くの○○○○が存在する。
- 10 首都はテヘランになります。
- 12 秒・○○・時・日・月・年
- 13 ○○○○美容師にカットしてもらおう。
- 15 予算削減に○○○○を振るう。
- 17 材木の表面を削る道具。
- 19 旧五千円札にある新渡戸○○○○。
- 21 ○○○○漫才・○○○岩・○○○茶碗
- 22 仕事について○○○○してしまおう。



応募について

ハガキまたはEメールでご応募ください。

応募資格：組合員の方（おひとり様1通まで）

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締め切り 1月24日(月)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動の参考とさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

① 解 答

② 氏 名(フリガナ)

③ 所属所(勤務先)・所属課

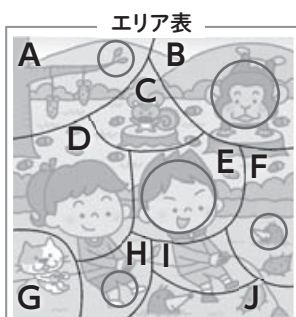
④ 共済だより1月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき

380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

10月号の
解答



前回の解答

A B E F H

45名の方にご応募いただき、ありがとうございました。

正解者45名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選および発送として活用する目的以外に使用することはありません。



まずはマイナンバーカードを作ってみましょう

申請方法の手順



スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元バーコードを読み取る
- ③ 申請用 WEB サイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用 WEB サイトの URL が届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用 WEB サイトでメールアドレスを登録
- ③ 申請者専用 WEB サイトの URL が届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

その他、郵便や証明用写真機による申請方法もあります。



次は健康保険証として利用できるように登録してみましょう

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック！



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局(※)の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



●セブン銀行ATMでも申込できる！

※待ち時間短縮のため、
マイナポータルや
セブン銀行ATMでの事前の
申込をおすすめします。

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

現時点で一部医療機関・薬局においてマイナンバーカードが健康保険証として利用できないため、当面の間は組合員証等をマイナンバーカードと併せて携行するようにしてください。

共済だより

E-Life

2022年1月発行
No.503

編集・発行／長野県市町村職員共済組合
長野市権堂町2201番地 権堂イーストラザND

TEL.026-217-5600／FAX.026-217-5736